

公益財団法人しまね産業振興財団

一般事業主行動計画（女性活躍推進法関係）

女性が職業生活において、十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

◆計画期間

令和3年4月1日 から 令和6年3月31日まで

◆組織の現状と課題

【現状】

- ・年次有給休暇の取得については、年間平均取得率プロパー54%、参事・専門員・事務職員68%（令和2年度）。
- ・業務の効率化を図り、ノー残業デーを週2日設けるなど、時間外勤務の削減に全職員で取り組んでおり、職員（プロパー）1人当たり時間外勤務時間数は月16時間程度である。

【課題】

- ・職場と家庭の両立支援策（勤務時間の変更、育児、介護休暇・休業等）の利用が少ない。
- ・年次有給休暇を活用が少ない
- ・休暇制度相談窓口、産業医面談相談窓口等、各種相談窓口の利用が少ない。

◆目標と取組内容

【目標1】職場と家庭の両立支援策（勤務時間の変更、育児、介護休暇・休業等）の利用促進を図る。

- ・4月～ 勤務時間の変更制度、休暇・休業制度に関する相談窓口の周知
（計画期間中、繰り返し）

【目標2】令和6年3月31日までに、個人の年次有給休暇取得率70%以上を目指す。

- ・4月、1月～ 年休更新時に休暇予定を5日以上サイボウズへ入力（継続）
- ・9月～ 年休取得状況に応じて、職員への声かけ
（計画期間中、繰り返し）

【目標3】休暇制度相談窓口、産業医面談相談窓口等の周知により、相談しやすい環境作り。

- ・4月～ 相談窓口等の周知
（計画期間中、繰り返し）